

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針） 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ①～⑧ (略) ⑨ 登録申請の審査基準等 ア～ウ. (略) エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、補正するよう求める。 なお、当該登録の申請等にあたっては、少額短期保険募集人の職種を次のとおり区分する。 (ア) ～ (イ) (ウ) 個人代理店（記号「個」） 少額短期保険業者の委託を受けた個人 (エ) 法人募集代理店（記号「法」） 少額短期保険業者の委託を受けた法人 (オ) ～ (カ) オ. (略) (2) ～ (6) (略)	Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1) 登録申請書等の受理及び確認 ①～⑧ (略) ⑨ 登録申請の審査基準等 ア～ウ. (略) エ. 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申業者に返戻し、補正するよう求める。 なお、当該登録の申請等にあたっては、少額短期保険募集人の職種を次のとおり区分する。 (ア) ～ (イ) (ウ) 個人代理店（記号「個」） 少額短期保険業者の委託を受けた個人 (エ) 法人募集代理店（記号「法」） 少額短期保険業者の委託を受けた法人 (オ) ～ (カ) <u>(注) (ウ) の使用人や (エ) の役員及び使用人とは、保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u> <u>また、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u> オ. (略) (2) ～ (6) (略)

現 行	改 正 案
(7) 保険募集に従事する特定少額短期保険募集人である役員又は使用人届出（法第 302 条の届出） ① 法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、<u>代理店等の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店等の管理のもとで保険募集を行う者をいう。</u> なお、上記の者が他の代理店等又は少額短期保険業者において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。 ② 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。 ③ 届出事項の変更にあたっては、上記(5)①と同様に取扱うものとする。	(7) 保険募集に従事する特定少額短期保険募集人である役員又は使用人届出（法第 302 条の届出） ① 法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、<u>保険代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。</u> <u>なお、当該使用人については、これに加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。</u> <u>また、法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する。</u> ② <u>保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険代理店又は少額短期保険業者において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</u> ③ 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第 302 条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。 ④ 届出事項の変更にあたっては、上記(5)①と同様に取扱うものとする。